平成27年2月20日

第32回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第32回指宿市農業委員会会議録

1 平成27年2月20日(金) 午後1時30分~ 於:県南薩地域振興局指宿庁舎(3階会議室)

1 議事日程

報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定 について (所有権移転分) (利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並び に許可及び諮問決定について

議案第 4 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並び に許可及び諮問決定について

議案第 5 号 農地法第4条の規定による届出について

議案第 6 号 農地利用変更届について

議案第7号 農用地あっせん申し出について

その他

- 1 出席委員
 - 1番 委員 2番 委員 3番 委員 4番 5番 委員 6番 委員 委員 7番 委員 8番 委員 9番 委員 10番 委員 12番 委員 13番 委員 14番 委員 16番 委員 17番 委員 18番 委員 19番 委員 委員 20番 22番 委員 23番 委員 24番 委員 25 番 委員 26番 委員 28番 委員 29番 委員 30番 委員 31番 委員
- 1 欠席委員 27 番委員

32番 委員

- 1 活動休止委員15 番委員21 番委員
- 1 遅刻委員 なし
- 1 早退委員 11番委員
- 1 当議事に参与する出席者 指宿市農業委員会事務局長 主幹兼農地係長 主幹兼振興係長 農地担当主幹 振興係主査
- 1 当議事書記指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長
- 1 開会 午後1時30分

事務局

全員ご起立願います。

一同礼。

指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。

(唱和)

ご着席ください。

議長

ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第32 回指宿市農業委員会を開会いたします。

本日の議事録署名委員に「4番委員」と「5番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。

「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を、 議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」の説明をいたします。

議案書の1ページから2ページになります。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。報告を終わります。

議長

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

12番委員

はい、議長。

議長

はい、12番委員。

12番委員

4番の藏薗堅志さんは、青年就農給付金を貰っているんですよね、これだけ面積を減らした時に、農家としての面積は、十分確保しているかどうか。

議長

ただいまの、12番委員のご質問に関しては、事務局の方で調べて、後 のその他のところで、ご報告いたします。

次は、「議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見 決定について」のうち、まず、所有権移転分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

3ページになります。

今月の農用地利用集積計画の承認についての所有権移転分は,1 議案7件です。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

番号2から7については、お目通しください。

今回の移転分は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第

18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議方よろしくお願いいたします。以上です。

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、所有権移転分についてご審議願います。 ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議案第1号のうち、所有権移転分については原案のとおり承認すること 議長 にご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。 議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承

認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

はい、議長。 事務局

はい、事務局。

事務局 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定に ついての説明をいたします。

議案書の5ページから20ページになります。

今月の「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定につ いての利用権設定分は、1議案64件です。

内訳は、新規の利用権設定が53件、再設定が11件、合計面積は、 91, 853 m²となっています。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

番号2からは、お目通しください。

以上,全て経営面積,従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議方よろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番についてご審議願い

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、14番委員の退 席を求めます。

(14番委員の退席を確認する。)

議長

議長

議長

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認 することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のと おり承認することに決定いたします。

(14番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から11番について、ご 審議願います。

これにつきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農 状況等の調査を行っておりますので、担当委員の説明を求めます。

2番から6番については、14番委員にお願いします。

1 4 番委員

はい。

番号2から4につきましては、私と1番委員とで調査をいたしました。 貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案に お示しのとおりです。

申請人は、農業大学校を卒業後、父親とともに観葉植物の栽培を行って きました。今回、独立して経営していきたいということで初めて利用権の 設定をします。

当面はシロチク35aの栽培を計画、その他にも数種類の観葉の栽培を含め、5年後の目標年間販売高は約1、000万円を目指しています。

農機具等については、父親から必要分は借り受ける予定で、労力についても、妻、父の協力を得ながら、一緒に経営していくとのことです。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付しています。

番号5,6につきましては、私と31番委員とで調査をいたしました。 貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案に お示しのとおりです。

申請人はこれまでも父親と一緒に農業に従事しておりましたが、今回、独立して、農業をするにあたり、新たに3反をこえる利用権の設定をします。

オクラ20a, スイートコーン10a, スナップエンドウ20a, ブロッコリー10aの栽培を計画しており、目標年間販売高、約300万円を目指しています。

農機具等については、必要分は父親から借り受け、労力については妻の

協力を得ながら経営していくとのことです。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付しています。以上です。 7番から9番については、23番委員にお願いします。

はい。

23番委員

議長

番号7, 8, 9につきましては、私と16番委員とで調査をいたしました。

貸人,借人,土地の所在地,地目,面積,貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人はこれまで、父親と一緒に農業を行ってきましたが、今回独立して経営をしていきたいということで、今回初めて利用権の設定をし、農業経営をします。

オクラ20a, スナップエンドウ20aの栽培を計画しており、目標年間販売高は約250万円を目指しています。

農機具等については、必要分は親から借り受け、労力についても農繁期は親類等の協力を得て、両親の指導を受けながら、経営していくとのことです。なお、営農計画書を資料の3ページに添付しています。以上です。

議長

20番委員

10番については、20番委員にお願いします。

はい。

番号10につきましては、私と23番委員とで調査をいたしました。

貸人,借人,土地の所在地,地目,面積,貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回、農業を始めるにあたり初めて利用権の設定をし、借り入れ地を取得して経営を始めるということです。

オクラ30a, ソラマメ30aの栽培を計画しており, 目標年間販売高は約400万円を目指しています。

農機具等については、必要分は貸し人から借り受ける予定で、労力については農繁期には妻の協力を得ながら経営していくとのことです。

なお、営農計画書を資料の4ページに添付しています。

11番については、22番委員にお願いします。

はい。

22番委員

議長

番号11につきましては、私と6番委員とで調査をいたしました。

貸人,借人,土地の所在地,地目,面積,貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、5年ほど前に勤め先の運送会社を退職し、義理の父親と農業をしてきましたが、今回、本格的に農業を始めるにあたり、初めて利用権の設定をし、借り入れ地を取得して経営を始めるということです。

オクラ10a, スナップエンドウ20a, カボチャ10aの栽培を計画しており, 目標年間販売高は約350万円を目指しています。

農機具等については、必要分は義理の父親から借り受ける予定で、労力 についても農繁期には義理の父、妻等の協力を得ながら経営していくとの ことです。

なお、営農計画書を資料の5ページに添付しています。

議長 ただいまの、説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

12番委員 はい、議長。

議長 はい, 12番委員。

12番委員 2番から4番のTさんの、その他の観葉植物はどんなものですか。

議長 はい,14番委員。

14番委員 コシロとか路地栽培で十分いけますので。

議長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

委員「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、利用権設定分の2番から11番については原案のと

おり承認することにご異議ございませんか。

委員「異議なし」の声あり。議長ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から11番については、

原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の12番から64番についてご 審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

4番委員 はい、いいですか。

議長 はい, 4番委員。

4番委員 使用貸借権とかありますけど、利用権設定など中間管理機構は、ぜんぜ

ん関与していないんですかね。

議長 何番のことでしょうか。全体的にですか。

4番委員 はい、全体的にです。

事務局 はい, 議長。 議長 はい, 事務局。

事務局 中間管理機構ではなくて、普通の貸し借りです。

4番委員 中間管理機構に出せば、補助金が出るのじゃないのですか。

事務局この人達は、出してないです。

4番委員

出さなくてもいい訳ですけれども、出した方がいいのでは。

事務局

中間管理機構の場合は、全部、10年以上、農振地域でないと該当しませんので、この人達ののは、何筆かある内の1筆か、2筆じゃないですかね。

議長

あくまでも、借りる方も貸す方も、10年以上とか、そういうのを嫌う 人もいらっしゃる訳ですよね、5年なら貸すとか。

4番委員

そういう人に限られている訳ですか。ここに載っているのは。

ほとんど、農振地域ですよね。

事務局 4番委員 中間管理機構じゃなくて、普通の利用権設定ですよね。1号議案は。

中間管理機構の内容というのは、農業委員会の延長ですよね。

どうして、管理機構に出さないのかなと思ったものですから。

事務局

中間管理機構は、10筆のうち1筆の貸し出しもできます。その場合協力金は出ないのですけど、ふつうの利用権設定の場合、1年でも、3年でも5年でもいいです。

4番委員

全部出さないといけないの。

事務局

はい、協力金を貰う場合はですね。

9番委員

はい、いいですか。

議長

はい、9番委員。

9番委員

中間管理機構の要員がおりますでしょ、各農家に出していますね、貸せるものはないですかという形で、業務の内容がわれわれの仕事と、彼らの仕事の分別が、皆はっきり分かっていないと思うんですよ、その辺を今、聞いているんじゃないかと、私自身も同じ考えでいたんですけれども、要するに、今まで農業委員が全部していたのを、ほかに中間管理機構が出来て、そういう要員を確保している訳でしょう。それを何でわれわれもしないといけないのかなと、一つの業務の範囲というか、それを明確にしていないままずっと来ているから、今は、準備期間として、こういうのを彼らがやっているのかなという解釈を、われわれはしたんですけどね。

事務局

はい、いいですか。

議長

はい、事務局。

事務局

利用権設定で、使用貸借と賃貸借の分は昔からありましたけど、今からもあります。中間管理機構の貸し出しは、26年度から始まったものです。中間管理機構というのは、貸出し農地を全部出して、担い手、認定農家に集積をさせて、食料自給率を、いま38か39パーセントですけれども、これを、60パーセント位に引き上げて、自給率を高めていこうという、国の政策です。そのために、貸し出した人に、全部、10筆持っている人は、基本的に10筆の10年、10筆の中に、荒地があったらだめです。

それから、農業振興地域でなければならないという、制約があります。 これをクリア出来た人には、協力金を5反までは30万円、1回あげます よという制度なんです。10枚の内1枚だけを機構に貸し出しますよとい うのも出来ます。その代わり、協力金は出ないです。

1枚貸し出すのに、普通の利用権設定であれば、1枚紙で済むのですけれども、機構に1枚だけ貸すのに、書類が10枚くらい必要です。

9番委員

と言いますと、管理機構の要員の業務として、やった分は、載らないと いうことですか。

事務局

いいえ、載ります。載せないといけないです。借受が機構で、貸し手は、 市民です。

ですから、1号議案の所有権移転で、大山のAUさんも載っていましたけれども、これは、農地保有合理化事業の分ですけど、とにかく、農地を貸し借りしたら、議案書に載せます。

9番委員

はい,分かりました。

8番委員

はい、議長。

議長

はい,8番委員。

8番委員

今の件で、確認しますが、遊休農地が1筆でもあればだめと、先ほど言われましたが、10枚ある内の1枚だけ自分で作るということは、いいんですか。

事務局

1枚の9畝以下は、家庭菜園として自分で作るというのは、認められております。

6番委員

すみません, いいですか。

議長

はい、6番委員。

6番委員

私は、妻が知覧の方なものですから、中間管理機構の話は結構出ていて、 私は分からないのに、妻は知覧なので知っている訳ですよ。もう、そんな に進んでいるんだという感じで、だいぶ中間管理機構は、向こうの方が、 動いているみたいですよね。

聞いた話なんですけれども、借りる側、作付けする側が、事業計画書と か何を作付けするかというような、いろいろ、作るのが面倒くさいみたい ですよね、そこのところをちょっと詳しく教えてください。

事務局

市町村でいい方法でやりなさいというのが、振興局の指示がありまして、 指宿は1月に、旧指宿市で貸出しの調査書を送っています。今月の上旬に は、開聞地区の貸出しの調査を行っております。3月1日付で、山川地区 の方に、中間管理機構のチラシとかを入れて、貸出し農地はありませんか ということで、調査票を今入れているところでございます。

例えば、5筆持っていて、貸し出すよと来た時に、今度は当然借り手が

いないといけない訳ですので、借り手を機構がさがすということですけれども、実際は農業委員会でさがしてくれということで、基本的には5月くらいから、認定農業者を中心に、貸出し募集のお願い文書を出すんですけれども、今1件、新西方の人が成立をしたんですけれど、計画書とか印鑑証明書とか、登記簿謄本とか委任状とか、口座引き落としの書類とか、

10枚くらい書く用紙がございます。借り手が見つかった時は、計画書等を付けて機構に提出します。

8番委員

はい、議長。

議長

はい, 8番委員。

8番委員

今の関連で、貸し付ける畑をまず見つける訳なんですけど、畑が5枚あって、4枚は貸出したけれども、1枚はまだ貸出しが成立していない時は、協力金はどうなるのですか。

事務局

出ないです。

8番委員

出ない訳ですか。全部借り手がいて、全部が成立した時に協力金が出る という訳ですか。

1 4 番委員

はい、議長。

議長

はい, 14番委員。

1 4 番委員

今日、バスの中で、私に電話をしてきた人がいて、中間管理機構という 所から手紙がまたきたと、というのは、1ヶ月くらい前にきていたが、こ れはどういうことかと、これは中間管理機構という所が斡旋しているけど、 農業委員会でタッチして貸してあるし、仮に貸してないとしても、荒廃地 でどうしようもないから、私が農業委員会に持っていって、もし通知をす るんだったら、農業委員に話をして、じゃないと、ぼんぼん、あなた方の 名簿から発送すると、私はもう3件くらい相談を受けて、いちいち、行っ て説明をして、農業委員会にも話をしているんですけど、すごく不合理な ことが出てきているみたいで、その人は、6筆か7筆持っていて、3年と か5年とか私も今借りているところです。仮に、中間管理機構の話が乗っ かってきて、貸すとなると、今までの契約を全部解約して、中間管理機構 に書類上だけど、すごく煩雑な処理とか、借り手が10年とか言えば、も う90何歳なのに、10年経てば、もう自分は生きていないなどと、いろ いろ問題があるので、そこら辺をやっぱり考えながら農業委員会のところ で判断して、事務局ではこの人は、もうたくさん貸しているから、もう、 この人はだめかもよとしないと、仮に耕作又は自分が作っているのがあっ て、貸してはないとポンポン飛ばしてもらったら、私なんかは行って説明 しないと、それは、どうしてもということであれば説明するけど、そのお じさんはすごく心配して、どうすればいいだろうかと、また来たが、公民

館でして今度またきたがと心配しているもんだから、そこら辺り、そうい うのが無いように、今聞いてみると、条件が一括して1筆も残さずに貸さ ないといけないとか、10年のくくりがあるとか、いろいろだからそこら 辺り、もし管理機構の担当の方が言ったときには、事務局で、もうこれは 5筆の内3筆は人に貸しているよと、あと2筆だけどどうだろうか、そこ の担当の農業委員に言って検討してから、発信するようなことをしないと、 ちょっとおかしいというか、あまりにも、むだなところが出てくるんじゃ ないでしょうかと、私は思います。

事務局 議長

はい、議長。

はい、事務局。

事務局

またきたが、というような電話は、1回しか出していないんですけど、 旧指宿ですけど、10月の公民館の調査と今回の機構の調査と、たぶん区 別がつかなくて、また同じのがきたが、どうなのかと問い合わせが何件も きております。機構に貸出すのは、全部貸出しをすれば協力金が出ま す。1枚2枚貸してもいいのですけど、制限が10年とかあるものですか ら、1枚2枚の場合、同じ貸し出すのであれば、今までの利用権設定の方 が、書類的にもうるさくないですので、いいかとは思います。

機構の場合、10年間貸し出しますと、誓約書なども書かないといけな いものですから、途中で戻してくれというのも、厳しいような感じでした。 はい、議長。

1 4 番委員

議長

はい、14番委員。

1 4 番委員

仮に、機構が農業委員会の中にあるとすれば、出すとなったときは、せ っかく農業委員がいるんだから、出すべきだろうか、出した方がいいだろ うかと、それは農業委員さんの仕事が増えるかも知れないが、仮に、発信 するとしたら、農業委員も知っているんだから、懇切丁寧に説明すれば、 スムーズになるんじゃないかと思います。

12番委員

議長

はい、議長。

12番委員

事務局

はい、12番委員。

1枚につき、5畝以上の方に出しております。認定農家の方には出して いないです。

農地を持っている方に対しては、全部、調査書はいくんですか。

1 2 番委員

今,成川地区とか大山・小川地区にしても、農地を求める人が多くて、 提供できない状況なんです。そうなった場合に、そういう調査をして、逆 に、農家から農地を取り上げる可能性も出てくるんじゃないかと思うんで すよね。今、それぞれが自分の面積をどうにか確保してやっているなかで、 中間管理機構の方に貸し出すとなった場合には、農家から、引き上げてし

まえば、今のやっている人を苦しめることになるんじゃないかと思うのですが、その辺の問題は生じないですか。

事務局

この調査はですね、所有権移転ではなくて、貸し借りの利用権設定の方ですので。

12番委員

だから、取り上げるとか。

認定農家を主に対象にする訳でしょ。

事務局

それは、後になります。今は、出し手の方の調査です。

12番委員

そうであれば、4月以降になると思いますが、一筆調査する時に、その 辺も話をしていくという中で、調査としていってもいいんじゃないかと思 うんだけど、今の時点でやれば、いろんな問題が分からない中で出てくる 訳だから、一筆調査の時にちゃんと説明をして、調査をした方がいいんじ ゃないかと思うんですが。

事務局

協力金が27年度は出ます。一筆調査は、8月、9月になるものですから、その時調査をすると、協力金のことを考えれば、ぎりぎりになるもんですから、今の段階で調査をして、5月以降に、担い手さんに貸し借りをして成立すれば、出し手さんには一時金が出ますので、時期的に今が一番いいかなと考えてやっております。

12番委員

担い手農家というのは、認定農家が対象ですか。それ以外については、 交付金を貰うとした場合に、対象にはならないということですか。

事務局

出し手さんに対しての協力金です。

12番委員

だから、借り手が認定農家だけなのか、主にということは、それ以外の 人も対象にはなるということですか。

事務局

認定農家、担い手農家を対象としています。

12番委員

ということは、それ以外の農家が借りているということに対しては、貸 し手の方にもお金はこないと。

事務局

出し手さんです。

12番委員

出し手さんに対して、担い手農家以外の農家が借りている場合、その場合は出ないと。

事務局

借り手さんも、借りられます。

12番委員

県から、貸し手の方に、お金がおりるかどうかになってくるんだけど、 それ以外の農家が借りた場合に、貸し手の方はお金はくるんですか。

議長

すみません,今,1号の12番から64番を審議中でありまして,そういうご意見がありましたら,最後にその他というのがありますので,そこら辺で出していただきましょうか。でないと,前に進みませんので。

4番委員

はい、議長。

議長

はい, 4番委員。

4番委員

この中に、権利区分の中に、賃借権と使用貸借権がありますよね、この中で、30番から33番まで、小牧の畑は、全部使用貸借権になっていますけれども、この地主の方なんかは、畑かんの賦課金なんかも払っているはずですけど、農業委員会の一応小作料の目安なんかも出来ているはずですけど、全部、使用貸借権でいいのか、その地主の方は、了解しているんですか。

事務局

はい、議長。

議長

はい, 事務局。

事務局

30番から33番までの貸借につきましては、荒廃農地でありまして、この所有者の方も、どなたか作ってもらいたいということで、RHさんが、二分の一事業を使って、平成27年度に開墾をする予定でございます。それで、二分の一事業の関係で、使用貸借となっているところです。貸人の方も了承しております。

8番委員

はい、補足します。

議長

はい, 8番委員。

8番委員

これは、私に相談がありまして、利用権設定の時に相手方の印鑑を貰いにいったんですけれども、その時に遊休農地でありますので、こういう形で、5年間は小作料は貰えないですよという説明はしてありますので、承諾を得て、これから、補助を受けるかどうか、本人がそこを、業者と検討しながら、採算にあったらするということで、そういうことも含めて、地権者には、竹薮もものすごくあったものですから、お金がかかるときは、出来ないかもしれないですよと言ってあります。

議長

ほかにございませんか。

19番委員

はい、議長。

議長

はい、19番委員。

19番委員

42番の職業ですけれども、これは間違いないですかね。

団体職員、92歳と書いてありますけれども、これは。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

ただ今の質問に対してですけれども、TMさんは、職業を無職で訂正を お願いします。年齢は92歳です。

議長

ほかにございませんか。

10番委員

はい、議長。

議長

はい, 10番委員。

10番委員

60番のところ、使用貸借権と書いてありますけれども、賃借権で、金額が15、000円です。

議長

60番は、賃借権ということですね。

10番委員

10a当たり15,000円ということです。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

申請書には、使用貸借権ということで、うちの方は議案に載せた訳です。 今、10番委員のMさんが、賃貸借ということで、ここで、修正をすれば いいんですかね。

10番委員

お願いします。

事務局

賃貸借の、10a当たり15、000円ということだそうです。修正をお願いします。

議長

では、60番の使用貸借権を賃借権に変えて、15,000円ということで、訂正をお願いします。

16番委員

はい、議長。

議長

はい、16番委員。

16番委員

この、やさいの王国ですよ、これは、3町歩からありますけど、今までやみ小作で作っていたのですか。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

ただいまの、16番委員のご質問に対してですけれども、16番委員がおっしゃるとおり、これまで、個人同士で貸し借りをしていたところを、すべて利用権設定をするということです。農業委員会としても、利用権設定をするように、指導しているところでございます。以上です。

議長

この件に関しては、これからも出てくると思います。

ほかにございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の12番から64番については原案の とおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の12番から64番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第2号 農地法第3条の規定よる許可申請に係る決定について」を議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査 の報告を求めます。

3 0 番委員

はい、議長。

議長

はい、30番委員。

小委員長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について 2月10日の転用調査時に、13番、14番、30番の委員と事務局2名 の計5名で現地聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。

申請に基づき、1番から5番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれも意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から4番は売買、5番は贈与による申請でございます。

5番の贈与は義理の姉への贈与でございます。

申請地は面的にまとまった農地を分断するようなこともなく,周辺への影響もないと思われます。

以上の案件に係る農地法第3条第2項の各号判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

なお、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の6ページから20ページに添付してありますのでご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

以上で調査報告を終わります。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。 それでは、議案第2号の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、14番委員の退席を求めます。

(14番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(14番委員の復席を確認する。)

次に、議案第2号の2番から5番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号の2番から5番については、原案のとおり承認することにご

異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の2番から5番については、原案のとおり承認する ことに決定いたします。

次に、「議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定 並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。

これにつきましても,小委員会で調査にあたっていますので,現地調査 結果の報告を求めます。

30番委員

はい、議長。

議長

はい、30番委員。

小委員長

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに 許可諮問決定について

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定 される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地 の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の21ページをお開きください。

申請地は、丹波小学校から南東へ80m行った所の農地で、東は畑、西と南は道路、北は宅地と畑に接しています。

土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。 ソーラーパネル枚数120枚、発電出力24kWです。周囲の農地に与える影響も軽微であることから、問題はないものと思われます。また、一般 基準上の問題も特に認められないことから、転用はやむを得ないものと判 断いたします。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断 するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。 それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定 並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査 結果の報告を求めます。

3 0 番委員 議長 はい、議長。

はい、30番委員。

小委員長

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに 許可諮問決定について

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は駐車場です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、 第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の22ページをお開きください。

申請地は、成川区民センターから北へ424m行った所の農地で、東、西、南は宅地、北は道路に接しています。

申請人の駐車場が手狭になったことから、隣接地を購入して駐車場にするとのことです。

土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置済みです。 周囲に農地がないことから、営農への影響はないものと判断いたします。 また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお 示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、 第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の23ページをお開きください。

申請地は、石嶺公民館から北西へ790m行った所の農地で、東は畑、西と南は里道、北は畑と山林に接しています。

株式会社ファースト MYK ホールディングスは宮崎で売電事業や飲食店などの事業を行っている法人です。土地の形状については、現状で境界にはフェンスを張り、U字側溝を入れ、隣接地には土砂、雨水の流出がないよ

うに施工することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。ソーラーパネル 枚数1710枚、発電出力は526.68kWです。以上報告のとおりで すが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆 様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。 それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第5号 農地法第4条の規定による届出について」を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査 結果の報告を求めます。

3 0 番委員

はい、議長。

議長

はい、30番委員。

小委員長

議案第5号 農地法第4条の規定による届出について(2a未満) それでは報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

転用目的は農業用倉庫です。農地区分,許可事項については,農用地区域内農地で,平成27年1月30日で用途変更の許可を得ております。

資料の24ページをお開きください。

申請地は池田小学校から南東へ880mほど行った農地で、東・西・南は道路、北は畑に接しています。

計画概要につきましては、 $805 \,\text{m}^2$ のうち $155.6 \,\text{m}^2$ を農業施設として利用するとの事です。

農業振興に資する施設であり、現地状況から周辺農地への影響は軽微な ものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでし た。

以上、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第6号 農地利用変更届について」を、議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査 結果の報告を求めます。

30番委員

はい、議長。

議長

はい、30番委員。

小委員長

議案第6号 農地利用変更届について

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

資料の25ページをお開きください。

申請地は、徳校小学校から北東へ594m行った所の農地で、東と南は畑、西と北は道路に接しています。

申請地の隣接地である山林を一体利用して、申請地より山林が低いことから、切土5mをし、同じ高さにして耕作面積を広げるとのことです。

以上報告いたしますが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第6号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第7号 農用地あっせん申し出について」を議題といたします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

27ページから29ページになります。

今月の農用地あっせん申し出のうち、売渡、貸付は8件です。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

番号2から8番につきましては、お目通しください。

なお、見取り図及び地積図につきましては、資料の26ページから41ページに添付してありますので、ご参照ください。

次に農用地あっせん申し出のうち、借受をご説明いたします。

30ページをお開きください。件数は2件です。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

番号2につきましては、お目通しください。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

ないようですので、このあっせん申し出につきましては、事務局として あっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願い します。

事務局

はい、議長。

議長

はい, 事務局。

事務局

売渡,貸付の

番号1は 7番と 9番委員。 番号2は14番と 9番委員。 番号3は 1番と29番委員。 番号4は 7番と 4番委員。 番号5は29番と 4番委員。 番号6は12番と13番委員。 番号7は12番と13番委員。 番号8は 1番と29番委員。 借受の,

番号1は 7番と 4番委員。 番号2は 9番と 4番委員。

議長

ただいま、事務局案が発表されました。それぞれ各委員はよろしいでしょうか。

4番委員

はい、いいですか。

議長

はい、4番委員。

4番委員

借受の1番ですが、新西方、岩本地区と、山川、開聞地区とありますけれども、新西方、岩本地区から1名、山川、開聞地区から1名とした方がいいんじゃないですか。

事務局

新西方,岩本が,7番,4番,利永地区を17番,仙田地区は,2番でどうでしょうか。

議長

利永地区を17番さん、仙田地区を2番さんということで、追加があり

ましたけれども、よろしいですかね。ご意見等はございませんか。

委員

(各委員了解あり)

議長

ないようですので、議案第7号は、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は事務局案のとおり決定いたします。

本日の議題は、これで全て終了いたしました。ほかにございませんか。

26番委員

はい、議長。

議長

はい、26番委員。

26番委員

耕作放棄地についてお尋ねいたします。

耕作放棄地については、一応現地調査というのをやったのですけれども、 その結果の報告がないようであります。農業委員として、責任をもって歩 いたんだから、耕作放棄地は全体でどれくらいあったのか、何パーセント くらいあったのか、報告をすべきだと思います。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

ただいま、26番委員の方からのご指摘に対してですけれども、昨年の 10月と11月の2ヶ月に渡りまして、委員の皆様に、耕作放棄地の調査 をしていただきました。ありがとうございました。

報告の方が遅くなりましたけれども、今回の集計の方が終わりましたので、ご報告させていただきます。

A分類については、昨年までの緑と黄色の判定ですけれども、これが、全体で631、437㎡でございまして、全体の1.6%でございました。 B分類、昨年までの赤判定ですけれども、こちらが438、635㎡でした。全体の1.1%です。

全体の面積は、農業振興地域内で、39、080、000㎡としております。この結果を基に、耕作放棄地の所有者に対しまして、今後どのようにされるかの、意向調査を今後していきたいと思います。

その意向調査は、自ら今後開墾をしていく、あるいは再生をして、中間 管理機構に貸し付ける、また、あっせんで借り人を求めるという内容で、 希望を出していきたいと思っております。

27年度の、農地パトロールについてですけれども、これまでは、11 月にしていたんですけれども、集計に若干時間がかかる関係で、もう少し 引き寄せて開催をさせていただければと思っております。よろしくお願い します。報告を終わります。

26番委員

はい、議長。

議長

はい、26番委員。

26番委員

耕作放棄地の質問をしたらですね、MBCラジオを聞いている時、指宿

の方に、放棄地がたくさんあるというようなのを、公共放送で言うもんだ から、どれくらいあったら言うのだろうかと、不信に思ったのです。

全体的には、1.1%でわずかでありますけれども、こういう耕作放棄 地を、どれくらいの期間を置いて、耕作できるような指導をしていくのか、 事務局の人は、どのように考えているのかうかがいたい。

議長

一つは、以前からの水田地帯といいますか、そこら辺が基盤整備がされてなくて、そのままの状態で、ちょうど目立つ所にある関係で、なおさら、目立って、放棄地がたくさんあると言っているんだろうと思うのですが、これ自体は、基盤整備をやらないことには、どうしても、道がない訳ですので、そこらをどういう形で、辺りに折衝していくかと思うのですが。

事務局長

今,26番委員さんがおっしゃいましたラジオですね,私も時々耳に挟んでおります。ご承知の方も多いと思いますけど,鹿児島大学の植物試験場の専門員の方が,感覚的なものでお話されていると思います。

指宿を熱帯果樹の産地にしたいと、あの人の言っているのが、アボガドとかライチとか、あの方は、耕作放棄地のイメージというのは、はっきりしたのを持っていないんだろうと思います。基本的には、ああいう木ですので、畑に植えるとかより、やっぱり、今荒れているような所に、積極的に植えていきたいと、おそらくこういう気持ちで言っていると思いますので、ラジオを聞いた方は、指宿は耕作放棄地がいっぱいというイメージが出てくるような、聞き様によってはですね、私は、そうじゃないと思っておりますので、そこは、認識をしていただければと思います。

耕作放棄地に関しましては、先ほどの農地中間管理機構を活用しながら、なるべく、耕作放棄地を減らしていくというような取り組みを、今後も、 事務局としても、進めていきたいと考えておりますので、ご了承いただき たいと思います。

議長

よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

ほかになければ、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

その他(議案31ページを参照して説明)

- 1. 2月の行事報告
- 2. 3月の行事予定
- 3. その他

- 22 -

・ 平成27年度農地転用等事務処理日程及び農地転用調査当番表について説明

議長

報告第1号の中で、12番委員さんが質問されましたKさんの耕作面積の件ですが、回答をお願いします。

事務局

報告第1号の中で、12番委員さんから質問をいただきました件につきまして、回答させていただきます。

今回, 藏薗堅志さんが4, 483㎡の合意解約をいたしますが, Kさんは外にも3名の貸人の方から農地を借りておりまして, 残り9, 517㎡ 残っております。今後も経営面積は十分あると思われます。以上です。

議長

12番委員さん、よろしいでしょうか。

1 2 番委員

はい。分かりました。

議長

ほかにございませんか。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

平成26年度の一筆調査の結果についてご報告いたします。

10月28日から始まった一筆調査が、2月6日の石嶺地区を最後に無事終了することができました。従事されました委員さん方には、大変お疲れ様でございました。

回収率については、約36%でした。なお、手当ての振込を2月25日 に行う予定ですので、確認をお願いしたいと思います。

議長

最後に私の方から、1月27日、岡山で急きょ西日本ブロックの会長会というのが日帰りでありまして、その時に、今、通常国会に農業委員会法の法案を出す前の段階ですけれども、その前に、予算に関係する議案というのは、3月の中旬で締め切って出しますが、予算に関係ない、こういう組織の法案については、4月上旬をもって、今通常国会で議論して、通常国会の末で成立になるかは分かりませんけれども、そういう段取りになっているということで、1月27日に、これは急にですけれども、岡山で持ちまして、確認ということで、全国農業会議所の方から説明がありました。中身は、ほとんど全国農業新聞に出ているような議案です。

農業委員会法について検討中という文字が、すべてに出ておりまして、 その時説明を受けたのは、検討中がはずされて、そのままで、農水省の方 で議案を練って議案として国会に出すというような説明でありました。

2月13日に東京で、これは47都道府県会長会議ですけれども、最終的にこういうふうになりますよという説明でありまして、農業委員は選任制、今よりも委員そのものは極端に減らす中で、認定農家と女性委員を含めてというようなのが、取りまとめられているようです。そして、推進員

はその元で、集落で言えば、3~4の集落の中に1名というような人数が 割り振られるような形のものが、出されようとしております。

それで、いつから施行するかというのが問題になる訳ですけれども、その前に、今の通常国会では、4月に入ったらすぐ統一選挙等がありますので、この農業委員会に関する農協JAも含めた法案は、5月の連休明けと、これは、農業新聞等でもご存知だろうと思いますが、問題は、通常国会が延長になるかどうかということが出てくる訳です。

施行日を28年の4月1日という案が強いのだそうですけれども、そうなると、今年改選が行われる委員会等はどうなるか、というのが一番関心事でありまして、特に、4・5・6のここら辺の改選の所は、国会で法案審議中ということで、このまま3年ということで、指宿を含めて7月以降12月頃まで行われる委員会はどうなるかということで、これを一つの案として、時限立法的な形で、今の形をそのまま延長するのが一つ、条例改正等があって、議会の承認等もありますので、今年改選する所はそのまま改選を行って、3年以降に新制度に移行するというのが一つ、ここら辺がまだ煮詰まっていない段階です。

それで今度、3月3日、4日に東京の方で会が持たれますけれども、その中で、どれくらいしっかりしたものが出てくるかどうか分かりませんが、その都度報告はしていきますけれども、今の段階ではそういうことです。

それから、もう一つ、青年就農給付金のことで、ご存知の方もたくさんいらっしゃると思いますが、今、150万円ですけれども、これからは、最高150万円で、必ず申請者は150万円貰えるのではなくて、減額も100万円、50万円というのがあり得るというのに、これから変わっていくそうです。申請者すべてが150万円というのは、全員なる場合もあるし、ならない場合もあるということを、頭に入れておいていただきたいと思います。

大まかな報告はこのようなことですが、ご質問等ありましたらお答えい たします。

2番委員 議長 はい、いいですか。

はい、2番委員。

2番委員

今,選挙のことがありましたよね,当地区も7月にある訳ですけれども, 農業委員の選挙人名簿も1月には出ている訳ですよね,今,選挙区割でやっている訳ですけれども,これがどういう形になるかどうか分かりませんが,今の定数で各地区いけるのか,直前になって定数の割り振りが変わってしまうと,ちょっと大変なのかなと思うんですが,これについては,どのようになっているのか,ちょっと聞きたいのですが。 議長

集計した結果は、もう分かっておりますので、局長の方からお願いします。

事務局長

最終的な確定をしております。その中で、選挙人と定数の問題で、どういう計算の算式になるのかと、事務局の方で試算をしました。

要するに、選挙人の数に応じて比例配分をするというような形で、今までやっておりますので、今までと同じようなやり方で試算をすれば、選挙 区から選出される人員というのは、現状の通りとしていきたいという試算 になりました。

2番委員 事務局長 それで,名簿的には、良かった訳ですか。

登録者数もですね、数字で出す部分があるんですけれども、割とアバウトな部分がありまして、おおむねの人数割りをするというやり方でやっておりますので、おおむねの中に入っているというふうな、前回とほとんど変わらないような割合で算出されましたので、先ほど、会長がおっしゃったように、農業委員会法の改正がどのような形でなるか分かりませんが、今まで通り、選挙がやられるとすれば、選挙区を3つに割って定数は、それぞれ現状どおりという形で、行えるということです。

2番委員

それであればいいのだけれど、提出がいいとか悪いとか、たぶん最後の 選挙になると思うのですが、これで定数配分が変わってくると、今の委員 の方が大変なのかなと、思ったりもしたもんですから。

議長

いつもこういう話が良く出るんですけれども、名簿提出を、各集落すべて持っていますけれども、非常に少ないんですよね、だから農業委員さんがもうちょっと、連絡を取って出してくださいねと、してくれたら良かったんだけれども、出てきた数字が各集落非常に少ないです。ですから、もう、今になったら始まらないですけど、やはり、もう少し出していただいたらと思ったんですけどね。

2番委員議長

はい、いいですか。

はい, 2番委員。

2番委員

返ってくるのが少ないといいますけれども、どこにどのようにして、通知がいっているかも分からないし、農業委員として自分の集落の名簿くらいがあれば回収に行けるんだろうけど、個人情報の関係で教えられないということで、ただ、行け行けと言ったって、これは、なかなか回収が不可能なところがありますので、できれば、委員さんが嘱託員さんと連絡を取れるよう権限を持たせていただいて、回収ができるような形をとっていただければ回収しやすいと思いますので、個人情報の関係で、出来ない、出来ないじゃなくて、できるような形の方策を検討していただくのも必要かなと思います。

議長

公民館長の所にいっていますので、できるだけ公民館長に働きかけて、 出してくださいねと言うのを、少しでもすれば、少しでも数字は上がるん じゃなかろうかと思うんだけれども。

16番委員

はい、議長。

議長

はい、16番委員。

16番委員

内の地区は、2月に一筆調査があったものですから、その前に館長に言って、館長も農業委員会事務局に来て、事務局の方から話を聞いて、それはいけない、放送するからと言って、放送したんですよ。そうしたら、ほんとにお蔭さんで、60人近く来たんじゃないですかね、2人で忙しくて、放送が、一番、効き目があるんじゃないかと思います。

放送してくれと言うと、おこるような館長にはできませんけど、声掛けだけは、館長にこうしてくださいとお願いすれば、館長も、それだけの責任があるんだから、たぶん放送してくれると思いますよ。

議長

180何人の館長の中には、いろいろな方がおられまして、これは、自分たちがする仕事ではないがという形ののが上がってくる訳ですよ。

なかなか難しいですけど、そこは委員の皆さん方が、いっているというのは分かりますので、出すようにという声掛けをよりしてもらえば、数字が少しは上がるんじゃなかろうかと思います。

13番委員

はい、議長。

議長

はい、13番委員。

13番委員

選挙人名簿について、数字等を教えていただきたい。

事務局長

これは、3月の総会で正式なのを出させていただきますけれども、速報値ということで、トータルで1、682名です。指宿地域が804名、山川地域が522名、開聞地域が356名ということでございます。

まだ、確定値じゃないということで、聞いていただければいいと思いますので、3月の総会の段階では、確定値をお出しいたしまして、定数の考え方の話をさせていただいて、決めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

確かに、選挙があれば今回限りとなりますね、さっきの話にちょっと付け加えるならば、その、選任制度をという案の中で、今、指宿市は12小学校区あります。ですから、それぞれ小学校区で推薦委員みたいな組織を作って、そこで、公募というような形で推薦をし、市長がそれを認めて、議会が承認というのが一番有力な案になるんじゃなかろうか、そのほか、12校区ですので、例えば16名というような数字が出てくると、農家戸数がどこら辺りが多いかなという、そこらの数字がプラスが出てくるかなと、そういうふうになっていくんじゃなかろうかと思います。

ほかにございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全部終 了いたしました。

これをもちまして,第32回指宿市農業委員会を閉会いたします。 全員ご起立願います。

事務局 全員ご起 一同礼。

(閉会 午後 4時23分)

指宿市農業委員会会長

議事録署名委員 4番委員

議事録署名委員 5番委員

